

⑪市民相談(しみんそうだん)

困(こま)っている ことの 相談(そうだん)について



○下(した)の 1、2の 問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：市民課(しみんか) ☎0495-25-1113

※予約(よやく)が 必要(ひつよう)です。予約(よやく)が 多(おおい)ときは 次(つぎ)の 月(つき)に なる時(とき)が あります。

○下(した)の 3の 問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：市民活動推進課(しみんかつどうすいしんか)

☎0495-25-1118

毎月(まいつき) 市民(しみん)が 相談(そうだん) できる 場所(ばしょ)が あります。お金(かね)はかかりません。秘密(ひみつ)は 守(まも)ります。 気軽(きがる)に 相談(そうだん)して ください。予約(よやく)が 必要(ひつよう)な 相談(そうだん)も あるので わからないことは 聞(き)いて ください。

※自分(じぶん)の 国(くに)の 言葉(ことば)だけの 対応(たいおう)は できません。通訳(つうやく)の できる人(ひと)と 一緒(いっしょ)に 来(き)て ください。

1

市(し)の 相談窓口(そうだんまどぐち)と 相談(そうだん)の 種類(しゅるい)

①. 行政(ぎょうせい)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)3木曜日(もくようび)】※1

②. 法律(ほうりつ)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)1～4水曜日(すいようび)】※2

③. 不動産(ふどうさん)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2金曜日(きんようび)】

④. 年金・労働(ねんきん・ろうどう)

【相談日(そうだんび)…偶数月(ぐうすうつき)第(だい)2木曜日(もくようび)】

⑤. 税務(ぜいむ)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2火曜日(かようび)】

⑥. 人権(じんけん)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2火曜日(★1)第(だい)4火曜日(かようび)】

<相談時間(そうだんじかん)と会場(かいじょう)>

- 午後(ごご) 1時(じ)から4時(じ)
- 定員(ていいん) 6名(めい)
- 本庄市役所(ほんじょうしやくしょ) 1階(かい) 市民相談室(しみんそうだんしつ)
(★1、児玉総合支所(こだまそうごうししょ) 1階(かい)会議室(かいぎしつ) 3)

<問合(といあわ)せ先(さき)>

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)

- ①～⑤…市民課(しみんか) ☎0495-25-1113
- ⑥…市民活動推進課(しみんかつどうすいしんか) ☎0495-25-1118

★気(き)をつけて!! 相談日(そうだんび)は 変更(へんこう)になることがあります。

- ※1 行政相談(ぎょうせいそうだん)…市役所(しやくしょ)での 手続(てつづ)きや
申込(もうしこ)みなどの 行政(ぎょうせい)サービスの 相談(そうだん)
- ※2 法律相談(ほうりつそうだん)…結婚(けっこん)・離婚(りこん)、お金(かね)の 貸(か)し
借(かり)、交通事故(こうつうじこ)、労働問題(ろうどうもんだい)など 心配(しんぱい)
なこと。
- ※3 人権相談(じんけんそうだん)…毎日(まいにち)の 暮(く)らしの 中(なか)で 受(う)けた
人権侵害(じんけんしんがい) 差別(さべつ) 偏見(へんけん) いじめ 虐待(ぎゃくた
い) ハイトスピーチ 性同一性障害(せいどういつせいしょうがい)・性的指向(せいてき
しこう)を 理由(りゆう)とした 嫌(いや)がらせについての相談(そうだん)。予約(よやく)
は 必要(ひつよう) ありません。

2 相談窓口(そうだんまどぐち)

○外国人総合相談(がいこくじん そうごう そうだん)センター埼玉(さいたま)

(埼玉県浦和合同庁舎(さいたまけん うらわ ごうどう ちょうしゃ)3階(かい))

(埼玉県国際交流協会内(さいたまけん こくさいこうりゅう きょうかい内))

市役所(しやくしょ)などの 公共機関(こうきょうきかん)の 窓口(まどぐち)で 日本語
(にほんご)が わからなくて 困(ま)ったときは 電話(でんわ)で 通訳(つうやく) しま
す。

■電話番号(でんわばんごう) 048-833-3296

■対応時間(たいおうじかん) 月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)

(9:00~16:00)

■対応言語(たいおうげんご) 日本語(にほんご) 英語(えいご) 中国語(ちゅうごくご)

スペイン語(ご) ポルトガル語(ご) 韓国(かんこく)・朝鮮語(ちょうせんご) タガログ語(ご)

タイ語(ご) ベトナム語(ご)

■URL <http://www.sia1.jp/foreign/advice>

○法務省(ほうむしょう) 人権擁護局(じんけんようごきょく)

日本語(にほんご)を 自由(じゆう)に 話(はな)せない 人(ひと)からの 人権相談(じんけんそうだん)を 聞(き)くため 専用(せんよう)の 相談電話(そうだんでんわ)を 用意(ようい)して います。

■電話番号(でんわばんごう) 0570-090911

■対応時間(たいおうでんわ) 平日(へいじつ)(年末年始(ねんまつねんし)を 除(のぞ)く)

午前(ごぜん)9時(じ)から 午後(ごご)5時(じ)

■対応言語(たいおうげんご) 英語(えいご)、中国語(ちゅうごくご)、韓国語(かんこくご)、フィリピン語(ご)、ポルトガル語(ご)、ベトナム語(ご)

※この他(ほか)にも 消費生活相談(しょうひせいかつそうだん)や 心配(しんぱい)ごと 子育て(こそだ)て 教育(きょういく) 介護(かいご) 女性相談(じょせいそうだん)(DV相談(そうだん)も含(ふく)む)なども 相談(そうだん)できます。何(なに)か 相談(そうだん)したいことや 悩(なや)んだことが あったら、市(し)のホームページや 広報(こうほう)を見(み)て ください。相談(そうだん) できる日(ひ)や 場所(ばしょ) 連絡先(れんらくさき)を 確(た)しかめる ことが できます。